

ID: 23

担当部署: 教育部 地域学習推進課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立学校施設使用条例 第6条の2第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第78号		
【根拠条文】 (使用料の減額又は免除) 第6条の2 委員会は、特別の理由があると認めたときは、前条で定める使用料を減額し、又は免除することができる。 2 前項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合の基準及び減額することができる額は、委員会が規則で定める。 【基準】 根拠条文及び西東京市立学校施設使用条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減額又は免除の基準等) 第6条 条例第6条の2の規定による使用料の減額又は免除の基準及び減額することのできる額は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、西東京市立学校施設使用料減免申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、西東京市立学校施設使用料減免承認書(様式第4号)を申請者に交付する。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日